

平成26年度第2回九州森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 26 年 10 月 24 日)

|         |        |  |             |  |     |
|---------|--------|--|-------------|--|-----|
| 開催日及び場所 |        | 平成 26 年 9 月 19 日(金曜日) 4 階 第2 会議室                                       |             |  |     |
| 委員      |        | 高島 剛一 (弁護士)<br>岡田 行雄 (熊本大学法学部教授)<br>土田 華寿磨 (公認会計士)                     |             |  |     |
| 審議対象期間  |        | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日                                       |             |  |     |
| 審議対象案件  |        | 377 件 うち、1者応札案件 139 件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件                         |             |  |     |
| 抽出案件    |        | 20 件 (抽出率 5%) うち、1者応札案件 9 件 (抽出率 6%)<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0%) |             |  |     |
| 抽出案件内訳  | 工事     | 一般競争   |             | 5 件 うち、1者応札案件 0 件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |     |
|         |        | 指名競争   | 公募型指名競争     |  | 0 件 |
|         |        |  | 工事希望型競争     |  | 0 件 |
|         |        |  | その他の指名競争    |  | 0 件 |
|         |        | 随意契約   |             | 0 件  |     |
|         | 業務     | 一般競争   |             | 5 件 うち、1者応札案件 0 件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |     |
|         |        | 指名競争   | 公募型競争       |  | 0 件 |
|         |        |  | 簡易公募型競争     |  | 0 件 |
|         |        |  | その他の指名競争    |  | 0 件 |
|         |        | 随意契約   | 公募型プロポーザル   |  | 0 件 |
|         |        |  | 簡易公募型プロポーザル |  | 0 件 |
|         |        |  | 標準型プロポーザル   |  | 0 件 |
|         |        |  | その他の随意契約    |  | 0 件 |
|         | 物品・役務等 | 一般競争   |             | 9 件 うち、1者応札案件 8 件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |     |
|         |        | 指名競争   |             | 0 件  |     |
|         |        | 随意契約(企画競争・公募)  |             | 0 件  |     |
|         |        | 随意契約(その他)  |             | 1 件 うち、1者応札案件 1 件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |     |
|         | (特記事項) |  |             |  |     |

| 各委員からの意見・質問、<br>それに対する回答等 | 意見・質問  | 回答等  |
|---------------------------|--|--|
| 〈通達の制定及び一部改正〉             | ① 「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続き」の一部改正で、予算決算及び会計令第85条の規定する相手方となるべき者の申込価格が、当該契約の内容に適合した履行とされないおそれがあると認められる基準とは、その基準を下回った場合は落札とならないということか。                         | ① 基準を下回った申込価格であった場合、落札を保留し、応札者に対してその申込価格の根拠等について調査し、その申込価格で当局が定める仕様書どおりに契約を履行できると判断すれば落札とし、履行できないと判断した場合は落札とならない。  |
| 〈指名停止一覧表〉                 | ② 九州森林管理局管轄外の業者が指名停止となった場合でも、九州局の入札において指名停止となるのか。<br><br>③ 関連会社や子会社に対しては指名停止とはならないのか。<br><br>④ 贈賄、競争入札の妨害及び談合の容疑により逮捕という文言があるが、情報がマスメディアに流れた時をもって、指名停止とするのか。 | ② 当該業者が九州地区に業者登録を行っていれば措置要件によっては指名停止となる。<br><br>③ 人的・資金的関係にある子会社等は同一の入札に参加できないが、指名停止とはならない。<br><br>④ 新聞報道等のほか、林野庁からの他省庁等も含めた指名停止情報等により、確認し、指名停止措置要領に基づき指名停止としている。  |
| 〈再度入札における一位不動状況〉          | ⑤ 「一位不動産数」及び「割合100%」を説明願いたい。<br><br>⑥ 再入札は同日に行うのか。<br><br>⑦ 一位不動の割合が全て100%であるが、第1四半期に限らずこのような状況なのか。  | ⑤ 第1回目の入札で不落となり、第2回目の入札を執行したとき、第1回目の入札の最低入札額者が第2回目の入札においても最低入札額者であったことを表している。<br>また、「割合100%」というのは、第2回目の入札となった件数の全てが一位不動であったということである。<br><br>⑥ 時間をおいて、同日に行っている。<br><br>⑦ 第1回目入札で1番札と2番札・3番札で入札金額に大きく差がある場合は、第2回目入札で2番札以降の者が逆転することはほとんどない。1番札と2番札の入札金額が僅差の場合は逆転することもある。また、この一位不動産数には一者応札も含まれている。 |
| 〈抽出工事等〉                   | ⑧ 入札筆記書の「技術評価点」及び「評価値」はどのように算出するのか。<br><br>⑨ 保育間伐(活用型)事業の入札では、一者応札が目立つが競争性があると言えるのか。<br><br>⑩ ある特定の業者にだけ応札するよう指示をすることは「談合」にあたるのか。                            | ⑧ 森林整備事業(保育間伐(活用型))の説明資料として添付している一般競争入札(総合評価落札方式)の「入札調書」により技術評価点・評価値の算出方法を説明。<br><br>⑨ 保育間伐(活用型)事業の全ての入札において一者応札とはなっていないが、当該事業の入札では見られる状況である。一者応札についてはこれまでも指摘を受けているところであり、業者数が少ない中で、競争性を発揮させるため、等級に応じた入札参加資格を直近上下の等級業者にまで拡大しているが、一者応札となっているのが現状である。<br><br>⑩ 談合となる。                            |

| 各委員からの意見・質問、<br>それに対する回答等               | 意見・質問   | 回 答 等  |
|---|---|--|
| 〈抽出工事等〉                                 | <p>⑪ 同日に複数件落札している業者がいるが、下請業者に発注しているのか。</p> <p>⑫ デジタル複合機保守業務の入札で、落札率が100%となっていることについて説明願いたい。</p> <p>⑬ デジタル複合機保守業務の入札について、既に設置しているコピー機のメーカーと別のメーカーの業者が保守業務を行うことは考えにくい。公平を期すという考えは理解できるが、入札における事務手続きの手間を考えれば、一般競争入札としなくてもよいのではないか。</p> | <p>⑪ 造林の業者に関していえば、下請発注することはない。同日に複数件落札しても、作業班を多く持っている業者であれば、契約は履行できる。</p> <p>⑫ 当該業務については、コピー料金等の金額であり、一枚当たりの単価を算出し、年間予定枚数を乗じて予定価格としている。応札者は、専門業者で長年にわたり入札に参加し、契約をしており、単価の予測も容易と思われる。</p> <p>⑬ 複写機本体が特定されている中、メーカー関連以外の者が応札することは難しいところであるが、他局も含め九州局でも一般競争入札としている。</p> |
| 〈随意契約に関する四半期毎の<br>監査結果概報〉               | <p>⑭ 物品調達担当者が検査職員を兼務していたことについて、全く意味のないことであり兼務しないよう、指導を徹底すべきである。</p>   | <p>⑭ 委員の意見を踏まえ、担当者への指導を徹底して参りたい。</p>   |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容<br>[これらに対し部局長が講じた措置] | なし  | なし   |

事務局:九州森林管理局企画調整課